

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 6 日

秋田地方裁判所横手支部

裁判所書記官 津 嶋

満



別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 26 日から 令和 8 年 9 月 2 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 9 月 9 日 午後 1 時 30 分 場 所 秋田地方裁判所横手支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 9 月 29 日 午前 10 時 00 分 場 所 秋田地方裁判所横手支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。

一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 6 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。



物 件 目 録

1 所 在 横手市幸町 6 6 番地
家屋 番号 6 6 番の 1
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
床 面 積 1 階 7 5 . 1 5 平方メートル
2 階 4 6 . 3 7 平方メートル

持分 2 分の 1



物 件 明 細 書

令和 8 年 6 月 8 日

秋田地方裁判所横手支部

裁判所書記官 津 嶋 満

1 不動産の表示

【物件番号 1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1】

本件共有者 A 及び売却対象外の共有持分を有する B がそれぞれ占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

- (1) 本件建物は、共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。
- (2) 売却対象外の土地（地番 6 6 番）と東側隣接地（地番 6 6 番 5）との境界が不明確である。
- (3) 売却対象外の土地（地番 6 6 番）上に現存しない次の建物の登記が存在する。

ア 家屋番号 6 6 番

種類 居宅

構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 5 6 . 1 9 平方メートル

所有者 C

イ 家屋番号 66番1の2
種類 居宅
構造 木造板葺2階建
床面積 1階90.34平方メートル
2階21.48平方メートル

所有者 D

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 横手市幸町 6 6 番地
- 家屋 番号 6 6 番の 1
- 種 類 居宅
- 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
- 床 面 積 1 階 7 5 . 1 5 平方メートル
2 階 4 6 . 3 7 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1



令和 8 年(ヌ)第 1 号
令和 8 年 3 月 4 日受理
令和 8 年 4 月 8 日提出

現況調査報告書

秋田地方裁判所横手支部

執行官 関 知 満

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 横手市幸町 6 6 番地

家 屋 番 号 6 6 番の 1

種 類 居 宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床 面 積 1 階 7 5 . 1 5 平方メートル
2 階 4 6 . 3 7 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	横手市幸町7番9号			
建物	物件1			
種類、構造及び 床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる (☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:			
物件目録にない 附属建物	☒ ない ☐ ある ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:			
占有者及び 占有状況	☒ 建物所有者 ☒ その他の者 上記の者らが本建物を 居宅 として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐			
その他の事項	本件強制競売手続による売却の対象は、物件1のうち共有者Aの持分2分の1のみである。			
執行官保管の 仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 [保管開始日 令和 年 月 日]			
敷地 (目的外土地)	「目的外土地の概況」のとおり			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 建配置図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

目的外土地の概況 (物件1関係)			
所 在	横手市幸町		
地 番	66番		
地 目	☒ 宅地 ☐ 山林 ☐ 雑種地 ☐ 畑 ☐ 田 ☐		
地 積	243.27平方メートル (☒ 全部 ☐ 約 平方メートル)		
所 有 者	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 (B)		
そ の 他 の 事 項	・評価人が概測した結果、本件目的外土地について約15パーセントの縄縮みの可能性が認められるとのことである。 ・本件目的外土地と東側隣接地(66-5)との境界が判然としない。		
☐ 関係人(☐ (建物所有者) ☐ ())の陳述 / ☐ 提示文書()の要旨			
占 有 権 原	☐ 所有権 ☐ 地上権 ☐ 賃借権 ☒ 使用借権 ☐		
占 有 開 始 時 期	平成 3年11月 3日 (物件1の新築日)		
最 初 の 契 約 日	年 月 日		
契 約 等 期 間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし		
更 新 の 種 別	☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新		
現 在 の 契 約 等 期 間	年 月 日から ☐ 令和 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし		
契 約 等 貸 主	☐ 土地所有者 ☐ その他の者 ()		
当 事 者 借 主	☐ 建物所有者 ☐ その他の者 ()		
地代・支払時期	毎 金 円 (毎 限り 分支払)		
地 代 前 払	☐ ない ☐ ある (金 円 分まで)		
敷 金 ・ 保 証 金	☐ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)		
特 約 等			
地 代 滞 納	☐ ない ☐ ある (平成 年 月 日現在 金 円)		
契 約 解 除	☐ ない ☐ ある ()		
訴 訟 提 起 等	☐ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 ☐ 係属中 ☐ 終局 ()		
そ の 他			
執 行 官 の 意 見	☒ 上記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者)	(共有者B同席) 1 この家には、私と家族が住んでいます。 2 建物の中で猫を1匹飼っています。 3 平成13年ころ、2階の物干し部分で火事が発生したことがあり、消防車が来て消火してもらいました。その後2階をリフォームしてトイレを増設するなどしました。 4 ここの土地上に2棟の建物の登記が残っているとのことですが、登記簿に所有者として載っているCさんとDさんはどちらも名前を聞いたことがありません。

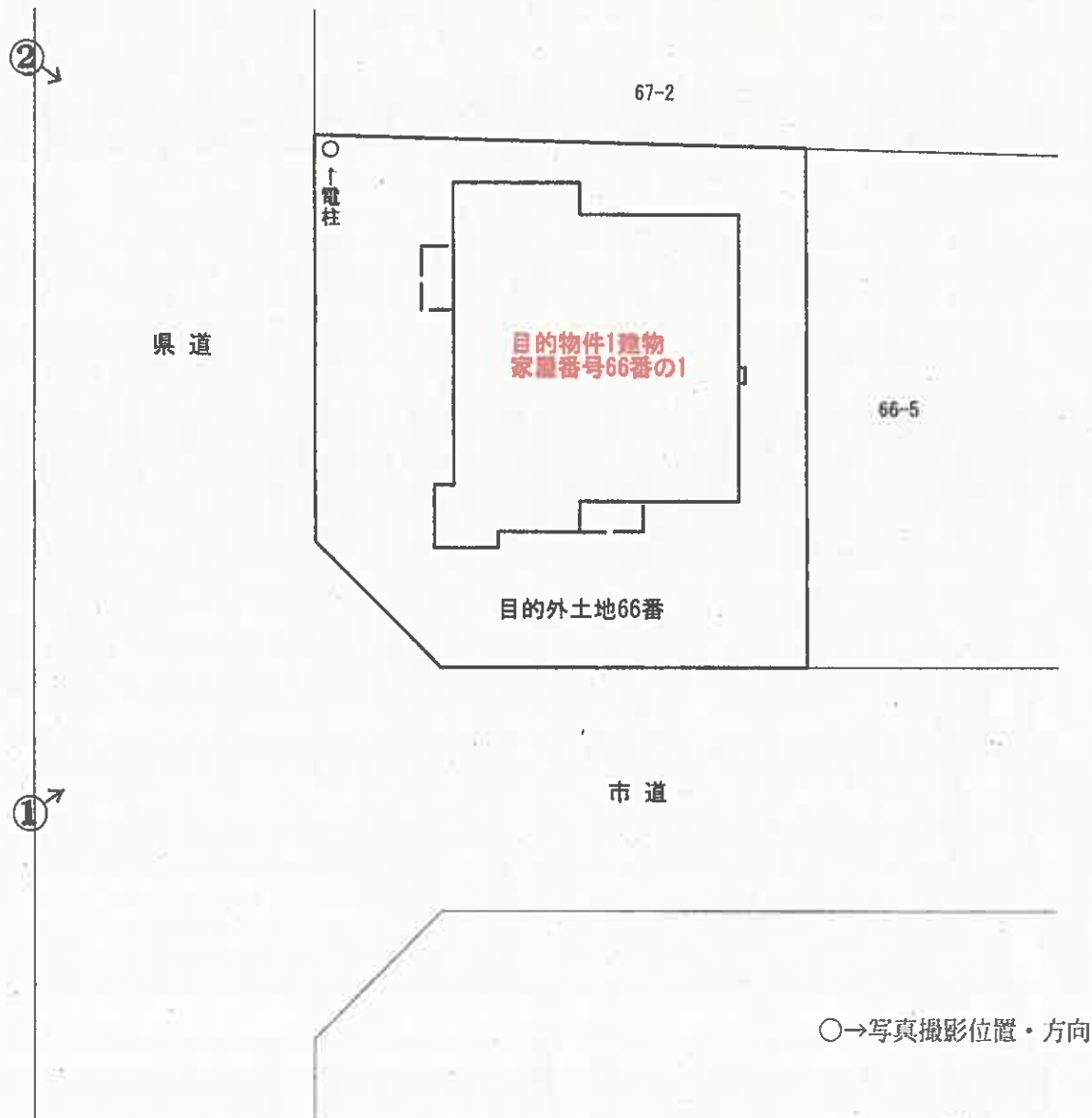
(執行官の意見用)

執行官の意見
1 本件物件の状況は、建物配置図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。 2 建物の洗面脱衣上の天井にカビが発生している(写真⑧)。 3 本件目的外土地を所在地とする以下の2棟の建物の登記が存在する。土地には物件1以外の建物は存在せず、以下の2棟の建物は滅失登記未了の状態と思われる。 ① 家屋番号66番、木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、居宅、56.19平方メートル(所有者C) ② 家屋番号66番1の2、木造板葺2階建、居宅、1階90.34平方メートル、2階21.48平方メートル(所有者D) 4 建物内で猫を1匹飼育している。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年 3月24日 (火) 14:50 - 15:00	物件所在地	占有調査、債務者から聴取、外観写真撮影
8年 4月 1日 (水) 11:35 - 11:45	秋田地方法務局大曲 支局	・周辺土地の登記事項要約書を公用で取得 ・目的外土地上の物件1以外の登記済建物を調査 (2棟あり)
8年 4月 1日 (水) 13:50 - 14:40	物件所在地	立入調査、債務者から聴取、写真撮影
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建 物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5 枚目)



※目的外土地と東側隣接地との境界は判然としない。



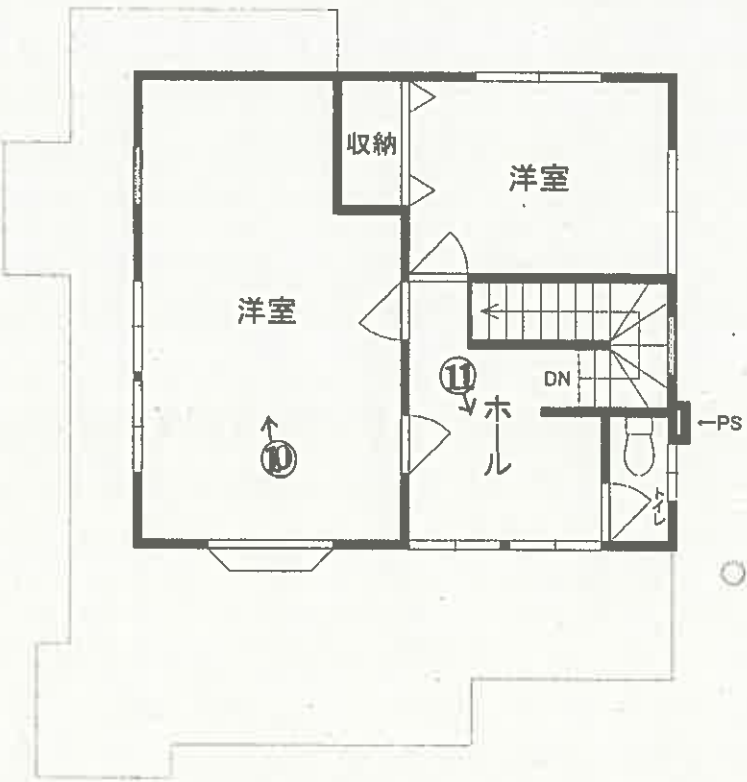
建物配置図
縮尺1:200

目的物件 1

(1階)



(2階)



○→写真撮影位置・方向



建物間取図
縮尺 1:100

①



物件1

目的外土地

②



③



④



⑤



⑥



⑦



天井のカビ

⑧



⑨



⑩



⑪



令和 8 年 (又) 第 1 号
令和 8 年 4 月 1 日 現地調査
令和 8 年 4 月 8 日 評 価

秋田地方裁判所 横手支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

田 仲 博 樹

第1 評価額

物件1（建物）	金 344,000円
---------	------------

物件1の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	横手市幸町66番地 66番の1 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1 階：75.15㎡ 2 階：46.37㎡ 合計：121.52㎡	ほぼ同左
番 号	特 記 事 項		
1	・物件1は2名の共有であるが、債務者の共有持分2分の1のみが対象である。 ・物件1は下記目的外土地上に存する。 目的外土地（登記記録） 横手市幸町66番 宅地 243.27㎡ 法務局備付けの各種資料等や現地での巻尺による概測の結果、上記目的外土地は 登記地積に対し約15%程度の縄縮みの可能性が認められた（詳細は本文参照）。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(目的外土地)

位 置 ・ 交 通 (道 路 距 離)	JR奥羽本線「横手」駅の北方約2.1km バス停「幸町」の北方約100m 朝倉小学校の東方約750m 横手北中学校の東方約1.9km アックスフーズマート横手駅前店の北方約1.9km 横手市役所本庁舎の北方約1.3km	
付 近 の 状 況	横手市横手地域の中心部よりやや北方に位置し、県道沿いに一般住宅を中心に店舗、店舗兼住宅等が混在する住宅地域を形成している。道路は幅員約8mの舗装県道が標準である。未だ空地が散見されるものの、周辺では店舗の出店が見られ、また南側隣接地域では都市計画道路が整備されたことにより利便性が向上したため、地価は横ばい傾向で推移するものと予測する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引都市計画区域 第1種住居地域 60% 200% ー ・立地適正化計画（居住誘導区域外、都市機能誘導区域外） ・横手市ハザードマップ（浸水想定3.0m以上～5.0m未満の区域）
画 地 条 件	目的外土地は、西側を間口とし約15.2m（隅切り部分を含む）、奥行約14.0mのほぼ正方形の角地。登記地積（243.27㎡）に対し、約15%程度の縄縮みの可能性が認められた（後記特記事項参照）。地勢はほぼ平坦である。西側接面道路が地域の主要街路であることから、西側を間口とした。	
接 面 道 路 の 状 況	西側が幅員約8m舗装県道（御所野安田線、建築基準法第42条1項1号）、南側が幅員約7m舗装市道（観光城山1号線、建築基準法第42条1項1号）にほぼ等高に接面する角地。なお、物件1建物への出入りには南側市道を利用している。	
土地の利用状況等	物件1建物の敷地として利用されている。 当該建物について目的外土地に法定地上権は成立せず、その利用権原を使用借権と判定した。 隣接不動産は、東・北側が一般住宅、西・南側が道路を介して一般住宅である。	
供 給 処 理 施 設 (宅地内引込)	上 水 道 : あり (南側接面道路公設管より引込) ガ ス 配 管 : なし (接面道路公設管なし、LPガス使用) 下 水 道 : あり (建物への接続あり)	

特 記 事 項	○目的外土地の縄縮みの可能性について 法務局備付けの公図、地積測量図、物件1の建物図面、航空写真等を参考に、土地所有者への聴取に基づき、現況利用範囲を巻尺により簡易測定し、作成した配置図を図上概測すると、目的外土地は登記地積より約15%程度少ない。但し、東側隣接地との境界が判然としないことから確定はできなかった。なお、東側隣接地との境界については、目的外土地の地積測量図が残地の求積であることから精度が劣り、建物図面の境界線が現況に近いものと思料される。 ○目的外土地の北西端に電柱が1本ある。 ○現地調査、当該物件の登記や各種地図等の資料から、土壤汚染の可能性を有する用途で使用された可能性は低いものと判断した。また、周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。
----------------	---

2 建物の概況及び利用状況(物件1)

区 分	物件 1
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成3年11月3日新築 経 過 年 数：約 34 年 経済的残存耐用年数：約 3 年
仕 様	構 造：木造 屋 根：長尺カラー鉄板縦葺 外 壁：サイディング 内 壁：ビニールクロス貼りほか 天 井：ビニールクロス貼り、合板ほか 床：フローリング、畳ほか 設 備：給排水衛生設備、電気設備ほか その他：特になし
床面積（現況）	1階：75.15㎡ 2階：46.37㎡ 延床面積：121.52 ㎡ （登記と同じ） なお、1階南側の風除室、西側の下屋部分及び1・2階東側のパイプスペース（PS）は床面積に算入しない。
現 況 用 途 等	階 層：2階建 現 況 用 途：居宅 間 取 り：添付資料の建物間取図のとおり
品 等	周辺の建物と比較するに、使用資材・施工の程度等から、品等は普通と判断した。
保守管理の状態	経年相応の摩滅・老朽化が認められるほか、建物内で猫を1匹飼っているため、内壁の複数箇所にひっかき傷や破損があること、洗面脱衣の天井にカビが発生していること、外壁の一部に歪みが見られること等から、保守管理の状態はやや劣ると判断した。
建物の利用状況	共有者らが居宅として占有している。
特 記 事 項	○債務者の話では、平成13年頃、2階の物干しスペースで火事が発生したため、その後、2階をリフォームしたとのことである。 ○対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（目的外土地）

目的外土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ
目的外 土地	20,800	1.03	243.27×0.85	0.80	3,544,000

ア 標準画地価格 (地価公示標準地 からの規準)

標準画地は幅員約8m舗装県道に西側で接面する地積約200㎡の長方形地

地価公示標準地 : 横手-1 (8頁参照)

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示地価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 20,400\text{円/㎡} & \times & 100.0 / 100 & \times & 100 / 102 & \times & 100 / 96 & \rightleftharpoons & 20,800\text{円/㎡} \end{array}$$

◇時点修正 : 1.000 (公示地価格の価格時点から評価日までの推定変動率である。)

◇標準化補正 : 1.02 (方位: 基準方位西方)

◇地域格差

街路条件 : 1.00 (幅員+1%、系統連続性-1%)

交通接近条件: 1.01 (駅接近性+1%)

環境条件 : 0.95 (居住環境-5%)

行政的条件 : 1.00 (特になし)

その他条件 : 1.00 (特になし)

$$\text{以上の相乗積 } 1.00 \times 1.01 \times 0.95 \times 1.00 \times 1.00 \rightleftharpoons 0.96$$

イ 個別格差

街路条件 : 1.00 (特になし)

交通接近条件: 1.00 (特になし)

環境条件 : 1.00 (特になし)

画地条件 : 1.03 (方位±0%、角地+3% 以上相乗積: $1.00 \times 1.03 = 1.03$)

行政的条件 : 1.00 (特になし)

その他条件 : 1.00 (特になし)

$$\text{以上の相乗積 } 1.00 \times 1.00 \times 1.00 \times 1.03 \times 1.00 \times 1.00 = 1.03$$

ウ 地積 : 登記地積に対し約15%の縄縮みの可能性が認められた。

エ 建付減価: 0.80 (建物と敷地との適応の状態等を考慮した。)

(2) 建物価格 (物件 1)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ
1	160,000	121.52	0.045	875,000

ウ 現価率

- ・経過年数約34年、経済的残存耐用年数約3年、残価率5%とした定率法（現価率0.064）と観察減価法（保守管理の状態等を考慮した補正を－30%と査定）を併用して下記のとおり査定した。

$$\text{現価率} = 0.064 \times (1 - 0.30) \div 0.045$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、建物に土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ
目的外	3,544,000	0.10	使用借権	354,000

イ 土地利用権等割合： 目的外土地の物件1に対する土地利用権等を使用借権と判定し、その建付地価格に対する割合を10%と査定した。

② 評価額

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	共有持 分割合 エ	市場性 修正 オ	競売市 場修正 カ	評価額 (円) (千円未満四捨五入) (ア+イ)×ウ×エ×オ×カ
1	875,000	+354,000		1/2	0.80	0.70	344,000

ウ 占有減価修正： 必要なし

エ 共有持分割合： 2分の1

オ 市場性修正： 建物の共有持分のみが対象で需要者が限定されることを考慮した。

カ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

○ 地価公示価格 [横手-1]

所 在 : 横手市二葉町128番「二葉町10-49」
価 格 : 20,400円/㎡
位 置 : J R奥羽本線「横手」駅の北方道路距離で約1.8km
価 格 時 点 : 令和8年1月1日
地 積 : 287 ㎡
供給処理施設 : 水道、下水
接 面 道 路 : 南東側幅員9.5m舗装市道
用 途 指 定 等 : 非線引都市計画区域、第1種住居地域
(指定建蔽率60%、指定容積率200%)
地 域 の 概 要 : 中規模の一般住宅が多い住宅地域

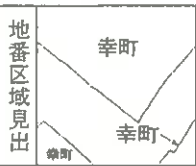
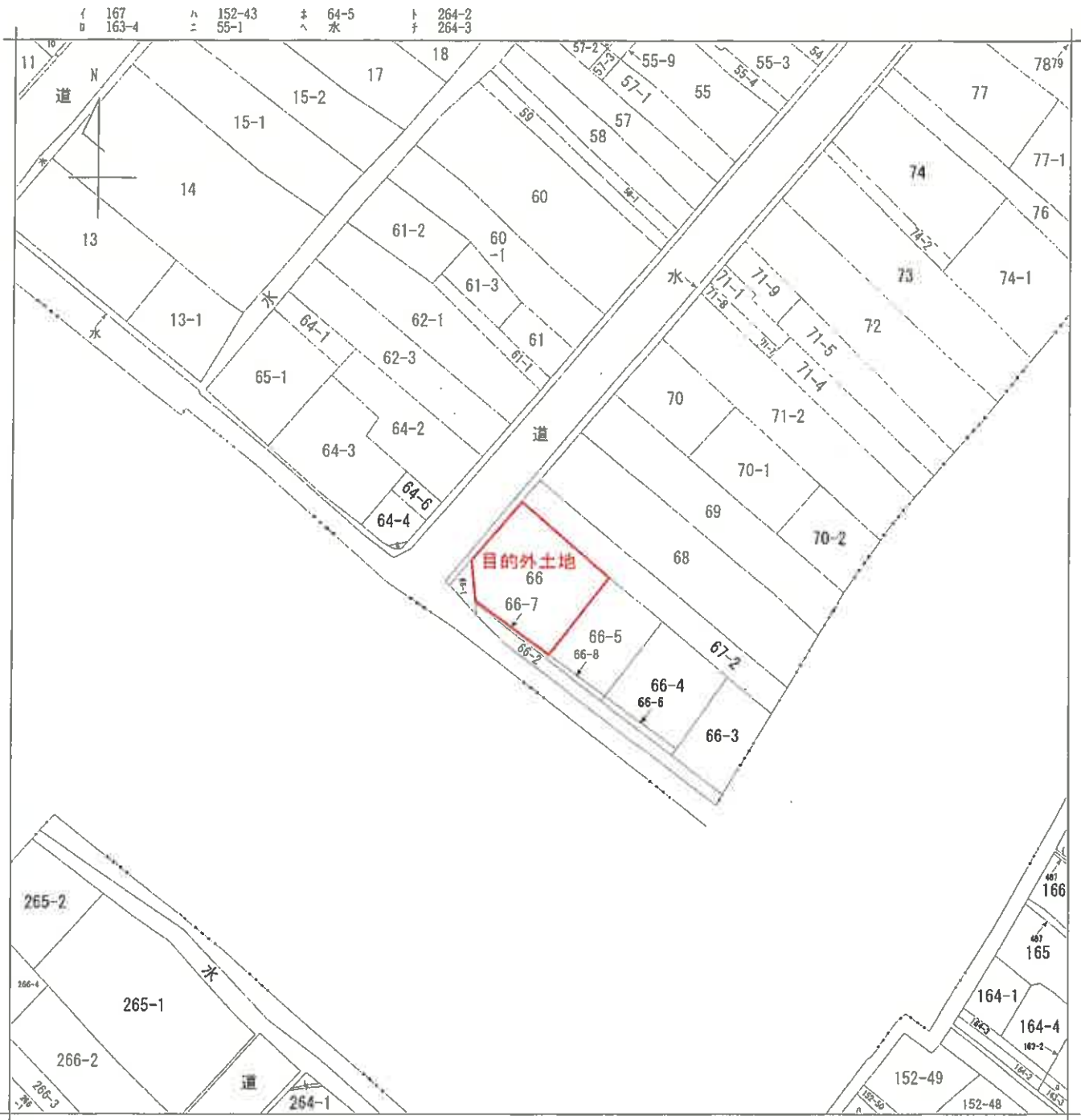
第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図 (㈱マップル スーパーマップル・デジタル23)
- 2 住宅地図 (㈱ゼンリン住宅地図)
- 3 公図写
- 4 地積測量図写
- 5 建物図面・各階平面図写
- 6 建物配置図
- 7 建物間取図

以 上



表示年月日：2026/03/16



請求部	所在	横手市幸町				地番	66番			
出力縮	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

本図面は原本のA3判をA4判に
(1/1) 縮小コピーしたものである。

1710

前 66

地積測量區

地	番	66-7
---	---	------

土地の所在

天 續 表

地番 NO.	⑤ 66-7	X_n	$\bar{Y}_n$	$Y_{n+1} - Y_n$	$X_{n+1} - X_n$	距
11		123.633	58.472	-15.971	-1374.54243	18.374
15		123.537	58.561	15.451	1308.770187	0.110
A10		113.807	83.923	15.971	1815.695072	18.299
A11		114.702	84.472	-15.451	-172.260602	1.154
			合計		-32.97981	
			西側		11.1889105	
			南側		11.16	

炮香	④ 66		
公海	合計面積	荒地	
254.44	11.1689905	243.2710095	
	總積	243.27	m ²

地番	面積
055	243.2710095 ㎡
055-7	11.1580005 ㎡

境界線の種類	基 界 (測点番号)
コンクリート杭	
合成鋼 鋼杭	A11,B

作者

申請人

250
總尺

(一) 第一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

本図面は原本のA3判をA4判に縮小コピーしたものである。

H10.8.6	平成10.8.6
---------	----------

登記年月日：平成3年11月16日

各階平面図

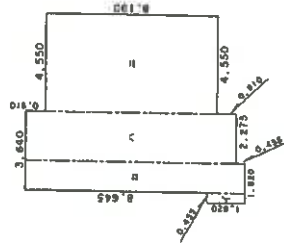
703180

家屋番号
66-1
(66番-1) 66番

建物図面
名階平面図

建物の所在
横浜市幸町66番地

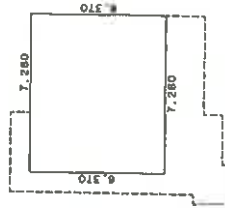
1 階



求積表

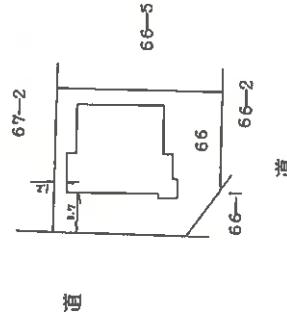
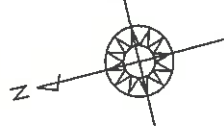
イ	1.820	X	0.455	=	0.828100
ロ	10.465	X	1.365	=	14.284725
ハ	10.010	X	2.275	=	22.772750
ニ	8.190	X	4.550	=	37.264500
合計					75.150075
床面積					75.15 m ²

2 階



求積表

	6.370	X	7.280	=	46.373600
床面積					46.37 m ²



目的物件1

作製者

縮尺 1/250

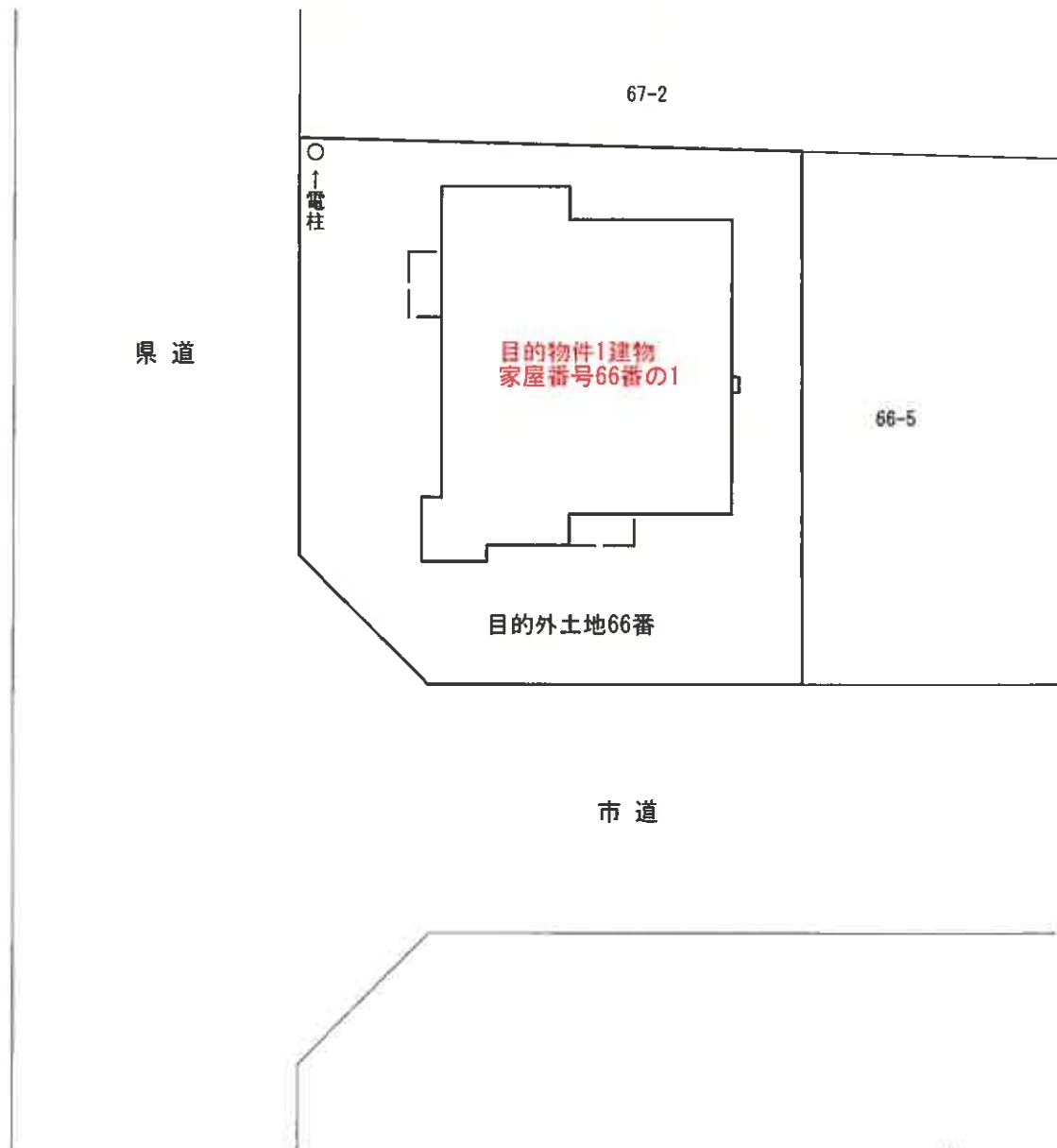
申請人

縮尺 1/500

(秋田県土地家屋調査士会統一用紙)

本図面は原本のA3判をA4判に縮小コピーしたものである。

H3.11.16



※目的外土地と東側隣接地との境界は判然としない。



建物配置図
縮尺1:200

目的物件1

(1階)



(2階)

